

熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 熊本連携中枢都市圏を構成する市町村のうち阿蘇市、高森町、南阿蘇村及び山都町を除いた次条に定める構成市町村における、特定非営利活動法人等による福祉有償運送の必要性並びに実施における安全性の確保及び旅客の利便の確保にかかる方策等を協議するため、構成市町村は共同し、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき、「熊本連携中枢都市圏福祉有償運送運営協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成市町村)

第2条 協議会は、熊本市、宇土市、宇城市、合志市、美里町、玉東町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、菊池市及び山鹿市（以下、「構成市町村」という。）で構成する。

(主宰者)

第3条 協議会は、構成市町村の長が共同して主宰する。

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 構成市町村の長が指名する職員
- (2) 九州運輸局熊本運輸支局長が指名する職員
- (3) 福祉・公共交通等に関する学識経験者であって、主宰者からの依頼を受けた者
- (4) 構成市町村を営業区域とする一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表であって、主宰者からの依頼を受けた者
- (5) 構成市町村の有償運送の利用が想定される者の代表であって、主宰者からの依頼を受けた者
- (6) 構成市町村で一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表であって、主宰者からの依頼を受けた者
- (7) 構成市町村のボランティア団体の代表であって、主宰者からの依頼を受けた者
- (8) 構成市町村において、現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体の代表者であって、主宰者からの依頼を受けた者

2(1) 協議会に会長を置き、主宰者が指名する。

(2) 協議会に会長代理を置き、主宰者が指名する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて、運送主体となるNPO等並びに構成市町村の関係者に協議会への出席を求め、意見を聴取することができる。

3 協議会は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、会長は、天災や感染症のまん延等のやむを得ない理由がある場合は、委員に書面を送付し協議することを持って協議会の協議に代えることができる。

5 協議会に会長不在の時（事故ある時）は、会長代理が代行を務める。

(協議事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 運送の必要性に関する事項
- (2) 旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (4) その他福祉有償運送に関し必要と認められる事項

2 委員による協議が整わない場合においては、会長が決定するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門的な事項を調査検討するため、専門部会を設置することができる。

2 委員は、協議会会長が依頼する。

(連絡窓口)

第8条 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、各構成市町村に連絡窓口を定め、別途公表するものとする。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員(専門部会の委員)は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、熊本市において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の改正前の第3条第1項に基づき委員となっている者については、施行の日からこの要綱の第3条各号に基づく委員として取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、平成20年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月23日から施行する。ただし、第3条の改正については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。